

現況届の提出をお忘れなく

「児童扶養手当」や「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年現況届の提出が必要です。すでに手当を受けている方には、現況届の用紙をお送りしましたので、忘れずに提出してください。
提出がない場合、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。



● 児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

「ひとり親家庭などの児童を養育する家庭」に支給される『児童扶養手当』、「身体や知的障がいのある児童を介護されている家庭」に支給される『特別児童扶養手当』。どちらも生活の安定と自立を助け、すべての家庭で児童の健やかな成長を支援するための制度です。
対象となる児童や申請方法など制度の詳細は、各担当課へお問い合わせください。

児童扶養手当

■ 提出期間 8月1日(月)～31日(水)
(土・日・祝日を除く)

提出・お問合せ●子育て支援課こども係(役場1階)
☎76-5412

特別児童扶養手当

■ 提出期間 8月12日(金)～9月9日(金)
(土・日を除く)

提出・お問合せ●保健福祉課福祉係(保健福祉センター)
☎76-3185

子どもの健診 会場●保健福祉センター 受付時間●個別に通知します。

■ 健診

乳児健診

8月10日(水)

対象●令和3年9月～10月生まれの乳児と未実施者

3歳児健診

8月19日(金)

対象●平成31年3月～4月生まれの幼児と未実施者

1歳6カ月児健診

8月5日(金)

対象●令和2年12月～令和3年2月
生まれの幼児と未実施者

お問合せ●保健福祉課健康づくり係 ☎76-3185

住民税の申告はお済みですか？

各種保険料(税)などは、皆さんの所得を基に計算されていますので、所得税の確定申告が不要な方でも、住民税の申告は必要になります。

未申告の場合、重要な行政サービスが受けられず不利益を受ける場合があることから、未申告の方を対象に、下記のとおり申告相談を開催します。



日 時●8月18日(木)・19日(金) 午前9時～午後4時

会 場●役場1階 第2会議室

持ち物●

- ・マイナンバーが記載された本人確認書類など
- ・収入の分かるもの(源泉徴収票や売上伝票など)
- ・経費の分かるもの(仕入伝票や領収書など)
- ・各種控除証明書(生命保険料、地震保険料など)

※詳しくは、事前にお問い合わせください。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402

★未申告の場合★

介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、こども園保育料、学童保育料の減額措置が受けられず、高い金額で納めなければならない場合があります。

この他にも、所得によって決定されるものがありますので、必ず申告をしましょう。

マイナンバーカードの申請をサポート!

多古町在住の方を対象に、役場職員が写真撮影を行い、マイナンバーカードの申請をお手伝いします。申請サポートは無料です!

日時●8月28日(日) 午前9時～正午、午後1時～4時30分

予約受付●8月9日(火) 午前9時から [先着26名]

※住民係(☎76-5401)電話にて予約受付

場所●役場1階 住民課住民係 所要時間●1人あたり約20分

必要書類●1. 本人確認書類 ※原本をお持ちください。



8月28日(日)
先着26名!
要予約!

書類A. 下記のものから1点(顔写真付きのもの)

【運転免許証、パスポート、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、住民基本台帳カード(写真付き)、在留カード、身体障害者手帳 など】

書類B. 下記のものから2点(「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類)

【健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、医療受給者証、学生証、社員証 など】

2. 個人番号カード交付申請書

※個人番号カード交付申請書がない場合や、記載されている氏名や住所に変更がある場合は、本人確認書類のみお持ちください。

注意事項

- ・カードの申請、受け取りの際は、必ず申請者本人がお越しください。カードのお渡しまでには、約1カ月程度かかります。
- ・来庁の際は、マスクの着用、手指消毒をお願いします。写真はマスクを外して撮影するため、風邪などの症状がある方はご遠慮願います。

お問合せ●住民課住民係 ☎76-5401

マイナポイント 第2弾開催中!

今がお得!!

最大20,000円分のポイントが!



各種証明書をコンビニで取得できるなど、便利なマイナンバーカード。そのマイナンバーカードを持っていると利用できる「マイナポイント」のキャンペーン第2弾が開催中です。

マイナンバーカードを使ってマイナポイントの予約・申し込みを行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をするポイントが付与されます。

また、第2弾では、マイナンバーカードを健康保険証として登録したり、公金受取口座を登録することでマイナポイントが付与されます。

まだマイナンバーカードを取得されていない町民の皆さん、お得なこの機会にぜひ、マイナンバーカードを取得してください(マイナンバーカードの取得には申請から約1カ月かかります)。

第2弾概要

マイナンバーカードを使って申込みすると
最大20,000円分のポイントがもらえる!

1 マイナンバーカードの新規取得等[※]で
5,000円分のポイントがもらえる!
2022年1月1日から実施中

2 健康保険証としての利用申込みで
7,500円分のポイントがもらえる!
6月30日からポイントの申込み受付・付与を実施中

3 公金受取口座の登録で
7,500円分のポイントがもらえる!

※カードを取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます
詳細はマイナポイント事業のホームページにて順次お知らせします

カード取得は、お早め!
詳しい申込み方法などはこちら→

マイナポイント第2弾対象のマイナンバーカード申請期限は9月末まで

お問合せ●マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178